

極秘

附屬議定書

ドイツ、板本

極秘

附屬議定書

本日經濟協力ニ関スル日本國、ドイツ國間協定ニ署名スルニ當リ、各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケタル者ハ左ノ通り協定ヨリ

第一條

協定ノ規定ニ締約國ノ一方為ニスル經濟給付ノ交換ニ関シ日本國及ドイツ國ノ外差違ハ左ノ地域ニモ之ヲ適用ス

(1) 總督府管轄地域、デニマーク、ノールウェー、アイスランド、ルキ、バルカン半島、ドイツ國ノ軍、占領セル東方地域及びフランス國ノ一部

(2) 滿洲國、中華民國、印度支那、タイ、國、香港、マライ半島、マラヤ諸島、東印度諸島、モリタニア、ビルマ、及びフィリピン

前記地域ニ關シ將來至ルべき変更ハ締約國間ニ於テ協議決定セラレベシ

第二條

日本國及ドイツ國ハ協定第二條ノ規定實施ノ爲

差当リ三年ノ期間相互ニ十億四及ビ五億八千六百ノラ  
イヒタルクノ額迄ノ支拂便宜ヲ許與スルニ締約国ハ今  
次戦争中ニ於テモ自国ノ戦時需要ノ許ス限リ右額ノ  
完全ナル利用ヲ可能ナラシムル様努ムベシ  
前記支拂便宜ノ許與ハ他ノ方法ニ依ル支拂及ビ別ニ  
定ムル特別信用ノ設定ヲ妨ケズ

第三條

締約国一方ハ他方ノ経済圏内ニ於テ経済活動ヲ爲  
スニ際シ他方ノ指導的地位ヲ尊重スル

第四條

締約国ハソノ経済圏ノ内部建設及ビ兩経済圏間ノ經  
済交易ニ際シ相手國ノ需要ヲ能ク限リ好意的ニ考慮  
スベク如何ナル場合ニ於テモ兩経済圏外ノ諸國ノ需要ヨ  
リ優先的ニ考慮スル

締約国ハ同様輸入ニ際シ相手國ノ経済圏ノ物資ヲ兩  
経済圏外ノ諸國ノ物資ヨリ能ク限リ優先的ニ取扱フベシ

第五條

物資調達及ビ装置ノ施設ニ際シテハ相互的援助ノ必要  
ナル支拂手段ノ調達運送ノ援助保管ノ便宜及ビ保險ニ依ル  
保護ノ許與並ニ徵發ノ原則的免除ニ及ブモノトス

第六條

締約国ハ交易セラルベキ産品ノ價格ノ不当ナル騰貴ヲ防  
止スル爲適當ナル措置ヲ執ルベシ

第七條

締約國ハ、一軍事占領地域ニ於テ從來國際通商ニ從事  
シ来ル相手國ノ國民及ビ商社ニ對シ昭和十五年九月二  
十七日即チ一九四〇年九月二十七日ノ日本國、獨逸國  
及ビ伊太利國間三國條約ノ精神ニ基ツテ保護ヲ與フベク  
少クトモ兩經濟圏外ノ諸國ノ國民及ビ商社ニ比シ優先  
的保護ヲ與フベシ  
今次戰爭終了後ニ於テル詳細ナル取極ハ追フテ締約國間ニ  
於テ之ヲ協議スベシ

第八條

締約國ノ雙方ノ戰爭狀態ニ入リ又ハ國交ヲ斷絶シタル諸  
國ノ間ニ今次戰爭終了後經濟關係ヲ開始スルニ至リテハ  
相互ニ連絡スベシ

第九條

締約國ノ兩國間ノ一ナラズ締約國ノ一方ト他方ノ經濟圏  
内ノ獨立國トノ間ノ協定ニ當リテモ前諸條ニ定ル原則ヲ  
斟酌スベク又ソノ際該經濟圏内ノ獨立國ガ右原則ヲ  
尊重スル様能フ限リ斡旋スベシ

第十條

締約國ノ一方ガ他方ノ經濟圏内ノ獨立國ト協定ヲ結ブ場合  
ハ事前ニ締約國ノ他方ト協議スベシ

協定第三條ニ規定スル特ニ任命セラレタル委員ハ東京及ロ  
ベルリニ於テ少クトモ一年一回又ハ必要ナル時頻繁ニ  
會合スベシ

第十一條

本議定書ハ經濟協力ニ関スル日本國トシテ「國際  
協定」ト不可分ノ一體ヲ成スモノトス但シ本議定ハ之ヲ  
極秘トス

右証據トシテ下名ハ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十八年 月 日 即チ千九百四十三年 月 日  
「ベルリン」ニ於テ日本文及ビ「ドイツ」文ヲ以テ本書ニ通  
ヲ作製ス